

地域住宅計画Ⅲ期

なんぶちょうちいき
南部町地域

(社会資本総合整備計画)

なんぶちょう
南部町

平成31年3月

地域住宅計画

計画の名称	南部町地域		
都道府県名	鳥取県	作成主体名	鳥取県及び南部町
計画期間	平成 29 年度	～	30 年度

1 平成 22 年 1 月

当該地域は鳥取県の西部に位置し、人口11,100人、世帯数3,800世帯の町である。南部町は、平成16年10月に西伯町と会見町が合併して誕生した町で、農林業と鳥取県西部の中心地米子市への通勤が主体である。管理戸数としては138戸である。老朽化した既存ストックの有効活用が重要な事項となっている。

2. 課題

町の現在の財政状況を踏まえると、これまでどおり老朽化した住宅を建替えることは困難である。費用面、環境面から考えると、建物本体の安全性が確保されている住宅について住戸改善を積極的に行うなど、少ない投資で既存ストックを最大限に活用することが重要である。

3. 計画の目標

家賃の低廉化により、入居者の経済的負担を軽減する。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
家賃低廉の対象戸数から算出した補助対象額	%		60%	29	100%	30

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

家賃の低廉化により、入居者の経済的負担を軽減する。

(2) 提案事業の概要

(3) その他（関連事業など）

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業			
事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	南部町	17戸	48
合計			48

提案事業				
事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
合計				0

(参考)関連事業		
事業(例)	事業主体	規模等

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

該当なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

事業実施計画

計画の名称	1 南部町社会資本総合整備計画（地域住宅計画Ⅲ期）		交付対象	南部町
計画の期間	平成29年～平成30年			

位置図

鳥取県

交付金の執行状況

(単位:百万円)

	H26	H27	H28	H29	H30
配分額 (a)	6.2	6.5	6.4	1.5	1.0
計画別流用 増△減額 (b)	0	0	0	0	0
交付額 (c=a+b)	6.2	6.5	6.4	1.5	1.0
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0	0	0
支払済額 (e)	6.2	6.5	6.4	1.5	1.0
翌年度繰越額 (f)	0	0	0	0	0
うち未契約繰越額 (g)	0	0	0	0	0
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	0
未契約繰越+不用率 (h = (g+h)/(c+d))	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
未契約繰越+不用率が10%を超えている 場合その理由	-	-	-	-	-

※ 平成26年度以降の各年度の決算額を記載。